

ふくしまの

故郷とあなたをつなぐ情報紙

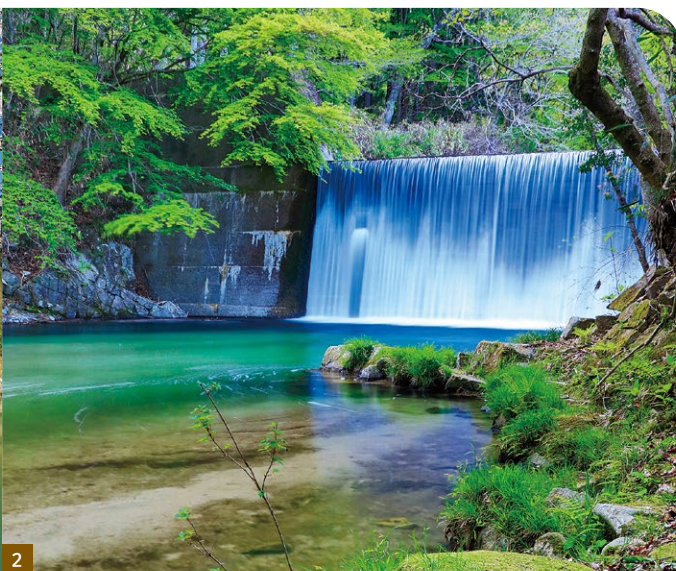
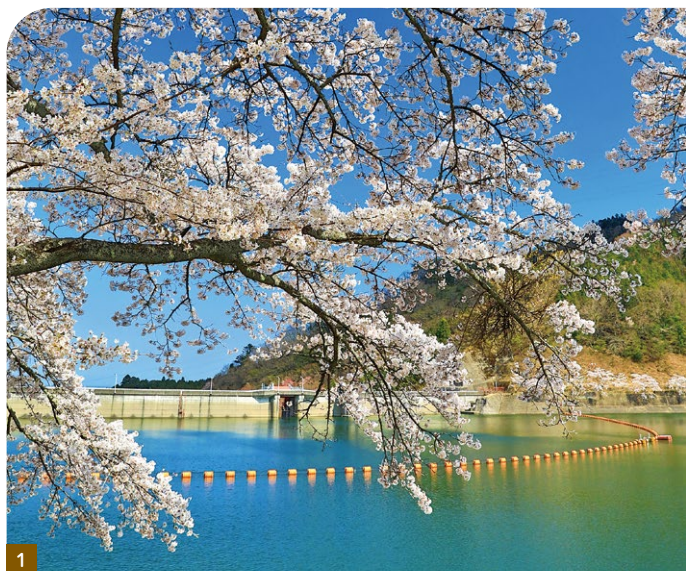
拡大版

今が分かる新聞

vol.107

令和7年1月23日(木)発行

「ふくしまの今が分かる新聞」では、県内外に避難されている皆さまや被災者・避難者支援に携わる多くの方々へ、避難者支援の取組や福島復興に向けた動きなど、「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。



PICKUP VIEW

- 1 坂下ダム湖の桜 (大熊町)
- 2 浅見川清流 (広野町)
- 3 葛尾大尽屋敷跡公園のモミジ (葛尾村)
- 4 星の村天文台 (田村市)

特集

避難地域の復興

● 各種支援施策のご案内

★ 特集
ページ
2

相談
4

賠償
6

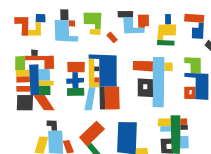
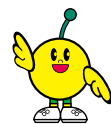
仕事
7

住まい
8

暮らし
9

こころからだ
10

ふるさと情報
11



知事からのメッセージ ～避難されている皆様へ～

県内外に避難されている皆様に心から御見舞を申し上げます。

震災と原発事故から14度目となる新年を迎えました。昨年は、避難地域の4つの町で認定を受けた全ての特定帰還居住区域において除染・解体作業が進められ、商業施設等の生活環境整備も進展するなど、本県の復興は着実に進んでおります。

一方で、廃炉と汚染水・処理水対策を始めとした原子力災害に伴う様々な課題に加え、急激に進む人口減少など、依然として困難な課題が山積しており、本県の復興を成し遂げるためには、中長期にわたる継続的な取組が必要となります。

県といたしましては、引き続き、復興の進捗状況に応じた被災者の生活再建や事業・生業の再生などに取り組むとともに、県政運営の羅針盤である総合計画に掲げた目標を一つ一つ前へ進め、県民の皆さんが豊かさや幸せを実感できる未来を創り上げるため、全力で挑戦を続けてまいります。



内堀 雅雄 福島県知事

地域の現場が第一！

令和6年8月27日 避難者と意見交換を行いました

東日本大震災及び原発事故により首都圏に避難されている方々と内堀知事との意見交換会が行われ、知事は、避難されている方々の近況や古里への思い、県政への御意見などを伺いました。

知事の
コメント

皆さんには、お一人お一人ふるさとへの思いがしっかりある中で、今、首都圏を含めそれぞれの地域で、色んな葛藤もありながら元気で暮らしている姿を見せていただき、ありがとうございました。

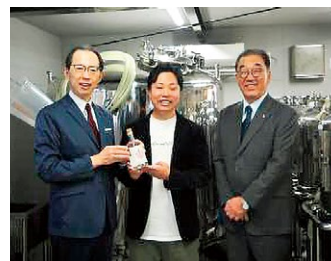


令和6年12月4日 川内村訪問

内堀知事は、川内村を訪問し、令和6年11月2日にオープンした naturadistill 川内村蒸留所にて、地域の特色を活かしたジンの製造方法や整備中の飲食スペース構想等について説明を受けました。

知事の
コメント

川内村の素材あるいは福島県の素材を活かしてオンリーワンのものを作り、それを来ていただいた方に飲んでいただいて、笑顔になっていただく素晴らしい取り組みだと思います。



避難指示解除について

長年にわたって居住を制限するとされている帰還困難区域内で、6町村(富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)に設定されていた特定復興再生拠点区域^{※1}については、令和5年11月までに避難指示が解除されました。

また、令和5年6月の福島復興再生特別措置法の改正により新設された「特定帰還居住区域^{※2}」については、4町(大熊町、双葉町、浪江町、富岡町)において国から計画が認定(区域設定)され、住民の帰還に向けた取組が進められています。

特定帰還居住区域の各町の状況

- 大熊町** ▶ 令和5年9月29日(令和6年2月2日変更)に下野上1区、野上1区・2区、熊1区～3区、熊川区、町区、夫沢2区・3区の各一部に設定されました。令和5年12月から除染・家屋解体工事が開始されています。
- 双葉町** ▶ 令和5年9月29日(令和6年4月23日変更)に大字鴻草、大字渋川、大字長塚、大字寺沢、大字松倉、大字上羽鳥、大字下羽鳥、大字目迫、大字水沢、大字前田、大字新山、大字細谷、大字山田、大字松迫、大字石熊の各一部に設定されました。令和5年12月から除染・家屋解体工事が開始されています。
- 浪江町** ▶ 令和6年1月16日に大字井手、大字小丸、大字大堀、大字酒井、大字室原、大字羽附、大字津島、大字下津島、大字南津島、大字赤宇木、大字川房、大字屋曽根の各一部に設定されました。令和6年6月から除染・家屋解体工事が開始されています。
- 富岡町** ▶ 令和6年2月16日に小良ヶ浜行政区、深谷行政区及び新夜ノ森行政区の各一部に設定されました。令和6年9月から除染・家屋解体工事が開始されています。

特定帰還居住区域設定による効果

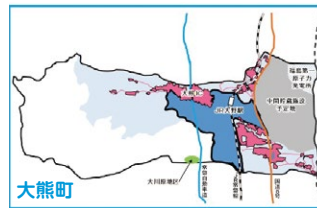
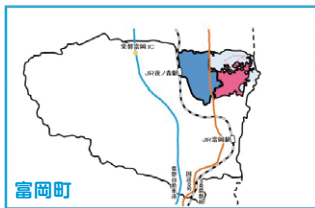
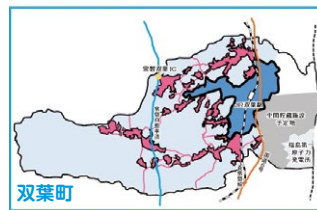
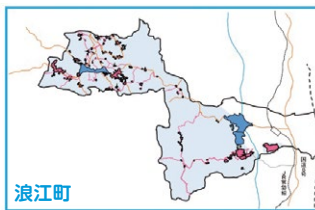
- 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
○道路等のインフラ整備事業の国による事業代行 等

- ※1 特定復興再生拠点区域
帰還困難区域のうち、避難指示の解除による住民の帰還及び移住等を旨とするために設けられた区域。(避難指示は解除済み)
- ※2 特定帰還居住区域
帰還困難区域のうち、避難指示の解除による住民の帰還及び帰還後の住民の生活再建を目指すために設けられた区域。(避難指示は継続中であり、2020年代の避難指示解除を目標としている。)

特定帰還居住区域の概念図

(令和6年12月10日現在)

※復興庁作成資料を県が加工したもの



- 特定帰還居住区域 ■ 避難指示が継続している帰還困難区域
■ 特定復興再生拠点区域 ■ 避難指示が解除された区域



特定帰還居住区域における除染の様子(浪江町)

避難地域の動きについて

令和7年度に着工または完成予定の主な施設や町の動き等

大熊町

大野駅西商業施設(クマSUNテラス)
大熊町産業交流施設(CREVAおおくま)
令和6年12月25日に竣工、令和7年3月15日グランドオープン予定 ※クマSUNテラスに入るコンビニは12月17日に先行オープン

クマSUNテラスは全5棟の建物にコンビニ1店、飲食店5店、物販店1店が入居する商業施設です。CREVAおおくまは3階建てのオフィスビル。企業や人々が交流し、町の産業の中心的役割を担う施設です。クマSUNテラス、CREVAおおくまともに12月25日に竣工式を実施しましたが、クマSUNテラスに隣接する広場の工事が続くため、エリア全体のグランドオープンは3月15日を予定しています。

双葉町

双葉駅東地区町商業施設(スーパー・飲食店3店舗)
: 令和7年度中オープン予定

双葉町では、復興に向けJR双葉駅を中心に新たなまちづくりを進めています。商業施設には、スーパー及び飲食店3店舗が入居予定です。特にスーパーでは、町内で購入できなかった生鮮食料品や家庭用常備菜などの購入が可能になり、町内における生活環境が大きく改善されます。現在、令和7年度中のオープンに向けて工事、設計等を進めています。

浪江町

浪江町認定こども園/浪江にじいるこども園(増築):
令和7年着工、令和7年度末頃完成予定

復興に取組む当町では、毎年子どもが増えており150名(15歳以下11月末)を超えました。H30年4月定員30名で開園した認定こども園ですが、今回2度目の増築で教室、遊戯室、給食室を増築し、定員150名へと拡張します。今年度設計を進めており、来年度より建築工事が行われます。

富岡町

富岡町災害復興計画(第三次)の策定: 令和7年3月末

富岡町では令和7年度からの10年間の方向性を示す新たな羅針盤となる「富岡町災害復興計画(第三次)」を策定しています。本計画は帰還開始後初めて作成する長期総合計画となるため、町民の皆さまや町に関わる方々のご意見を伺いながら、令和5年度と令和6年度の2年をかけて策定作業を進めています。

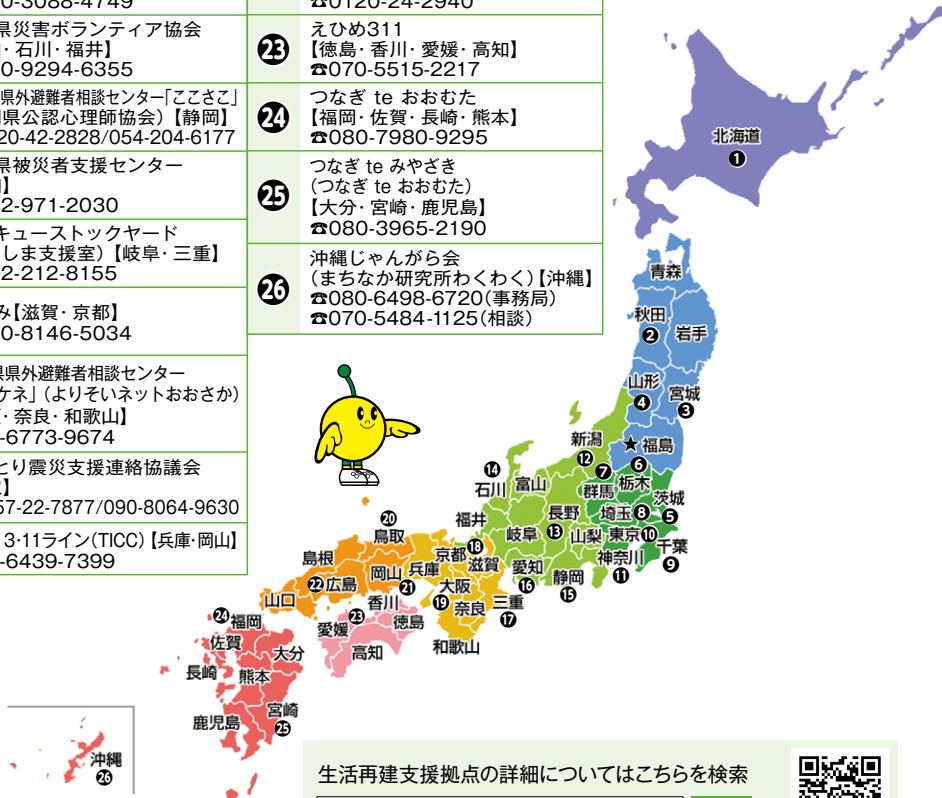
令和5年度に町民公募・推薦、民間団体、役場職員等で構成された「骨子(案)検討委員会」において、目指すべき姿、基本理念、基本方針の3つから構成される計画骨子を策定し、令和6年度は、この骨子を指針として、具体的な政策や施策の検討を行い、パブリックコメントの実施をした上で令和7年3月の策定を目指しています。

相談のこと

全国の生活再建支援拠点(相談窓口)について

県では、避難先での生活再建や帰還に向けた相談・情報収集ができるよう、全国に「生活再建支援拠点」を設置しています。対面や電話による相談対応のほか、交流会を開催していますので、お困りごとなどがあれば、お気軽にご相談ください。

★ ① ⑦	ふくしまの今とつながる相談室 toiro【全国】 ☎024-573-2731	⑬	東日本大震災・山梨県内避難者と 支援者を結ぶ会【山梨・長野】 ☎090-3088-4749	②②	ひろしま避難者の会「アスチカ」 【島根・広島・山口】 ☎0120-24-2940
②	あきたパートナーシップ 【青森・岩手・秋田】 ☎018-829-2140	⑭	石川県災害ボランティア協会 【富山・石川・福井】 ☎090-9294-6355	②③	えひめ311 【徳島・香川・愛媛・高知】 ☎070-5515-2217
③	福島県外避難者相談センター(宮城拠点) (みやぎ連携復興センター)【宮城】 ☎080-9259-7049	⑮	福島県外避難者相談センター「ここさこ」 (静岡県公認心理師協会)【静岡】 ☎0120-42-2828/054-204-6177	②④	つなぎ te おおむた 【福岡・佐賀・長崎・熊本】 ☎080-7980-9295
④	山形の公益活動を応援する会・アミル 【山形】 ☎023-674-0606	⑯	愛知県被災者支援センター 【愛知】 ☎052-971-2030	②⑤	つなぎ te みやざき (つなぎ te おおむた) 【大分・宮崎・鹿児島】 ☎080-3965-2190
⑤	ふうあいねっと【茨城】 ☎070-3182-4044	⑰	レスキューストックヤード (ふくしま支援室)【岐阜・三重】 ☎052-212-8155	②⑥	沖縄じゃんがら会 (まちなか研究所わくわく)【沖縄】 ☎080-6498-6720(事務局) ☎070-5484-1125(相談)
⑥	とちぎボランティアネットワーク 【栃木】 ☎028-678-3155	⑱	福島県外避難者相談センター 「サスケネ」(よりそいネットおおさか) 【大阪・奈良・和歌山】 ☎06-6773-9674		
⑧	福玉相談センター (埼玉広域避難者支援センター)【埼玉】 ☎0120-60-7722	⑳	とっとり震災支援連絡協議会 【鳥取】 ☎0857-22-7877/090-8064-9630		
⑨	福島県外避難者相談センター(ちば) (ちは市民活動・市民事業サポートクラブ)【千葉】 ☎080-5418-7286	㉑	TICC 3-11ライン(TICC)【兵庫・岡山】 ☎06-6439-7399		
⑩	医療ネットワーク支援センター 【東京】 ☎03-6911-0584				
⑪	かながわ避難者と共にあゆむ会 【神奈川】 ☎070-5577-0311				
⑫	福島県生活再建支援拠点コランショ新潟 (新潟県社会福祉士会)【新潟】 ☎025-211-2111				



生活再建支援拠点の詳細についてはこちらを検索

ふくしま連携復興センター 生活再建支援拠点

検索



拠点紹介

宮城県 福島県県外避難者 相談センター(宮城拠点)

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町
3-1-17 やまふくビル3階
TEL 080-9259-7049
メール f-soudan@renpuku.org
相談日時 火曜・水曜・金曜
開設時間 午前11時～午後6時

福島県から宮城県に避難している方に対し、お悩みや想いをお伺いし、解決に向けてお手伝いをする。そんな窓口です。また、各広域自治会(双葉町、大熊町、富岡町)のご紹介や専門家へのおつなぎもしております。

「避難元の市町村に戻りたいが情報が少ない」「新しい家に移らなければならないけど何から手をつけていいのかわからない」など、どんな相談でも構いません。お気軽にご相談ください。



千葉県 福島県県外避難者相談 センター(ちば)

〒262-0023 千葉県千葉市花見川区検見
川町3-159-2 おおなみこなみ内
TEL 080-5418-7286
メール ftsoudan@npoclub.com
相談日時 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)
開設時間 午前10時～午後5時

震災から13年が経ち、避難先での生活に慣れ永住を考えていた方が、避難指示解除を受けて迷いが出て悩んでいた、高齢になり帰還は難しいと思いながらも避難先での暮らしにもなじめないといった話をお聞きます。

相談対応のほか、避難元の情報収集や情報紙「縁joy」にて千葉の見どころや支援活動団体の活動内容などを紹介しております。お気軽にご連絡・ご相談ください。



ふくしまの今とつながる相談室toiro (一般社団法人ふくしま連携復興センター)

全国に避難されている方々それぞれの悩みや想いは十人十色。悩みごと、困りごと、福島の知りたい情報などがありましたら、お気軽にご相談ください。

☎024-573-2731 (月曜・水曜・金曜：午前10時～午後5時) ※祝日除く
福島市清明町1-7 大河原ビル2階 メール：toiro@f-renpuku.org

メールは
こちら



生活支援相談員

県では、仮設住宅・借上げ住宅等に住む世帯やその家族のほか、復興公営住宅や県内に再建した住宅などに住む世帯のうち支援を必要とする方に向けて、生活支援相談員によるサポートを行っています。

個々の課題の把握から、自立を促す支援（個別支援）を実施するとともに、住民同士のつながりや助け合いの活動の支援（地域支援）を行います。詳細については、下記までお問い合わせください。

活動の内容

- 戸別訪問による見守り、相談支援
- 個別支援計画の立案、具体的支援
- 関係機関へのつなぎ
- 交流会（サロン）の開催支援



問 避難者生活支援・相談センター（社会福祉法人福島県社会福祉協議会）

☎024-522-6543 <http://pref-f-svc.org/>

詳しくは
こちら



復興支援員

県では、県外への避難者が多い関東の各都県や新潟県に復興支援員を設置し、戸別訪問や相談対応等を行っております。訪問に来てほしい場合などには、お気軽にご連絡ください。 ※電話に出られない場合は、折り返しご連絡いたします。

茨城県	茨城県社会福祉協議会	029-241-1133
埼玉県	埼玉県労働者福祉協議会 （福島県復興支援員埼玉事務所）	048-814-1111
千葉県	千葉県社会福祉協議会	043-204-6010

東京都	東京公認心理師協会	024-523-4157 （福島県避難者支援課）
	東京社会福祉士会	03-5944-8466
神奈川県	神奈川県臨床心理士会	024-523-4157 （福島県避難者支援課）
新潟県	新潟県社会福祉士会	025-281-5502

消費生活無料法律相談等の実施について

県消費生活センターでは、借金・多重債務問題や震災に関連した契約トラブルなど様々な消費生活相談に対応するため、法律の専門家等による相談を実施しています。

問 県消費生活センター ☎024-521-0999（相談専用電話）

※はじめに「ふくしまの今がわかる新聞」を見たとお伝えください。

なお、現在、県外にお住まいの方は、避難前の居住地を伺う場合があります。

詳しくは
こちら



「ふくしま避難者交流会」を開催しました

令和6年10月26日（土）、東京国際フォーラムで「ふくしま避難者交流会」を開催しました。（主催：福島県、共催：東京都・公益財団法人さわやか福祉財団）。

ふるさとの今を知ることが出来るクイズ大会やフラガールによるショーとフラダンス体験、サンドアートなどのクラフト体験を催しました。皆で体を動かしたり古里のお話をされたりと、会場は笑顔と賑わいであふれていました。



クイズ大会



フラダンス体験



ハワイアンクラフトコーナー



歓談の様子

賠償のこと

東京電力 追加賠償のご請求手続きに関するお願い

2011年3月11日時点で、中通り・浜通り地域にお住まいだった方を対象に、2023年4月から中間指針の見直し等を踏まえた追加賠償のご請求を受け付けております。

まだ、お手元にご請求書が届いていない場合には以下【お問い合わせ先】までご連絡ください。

こちらに該当される方は、ご請求書が届いていない可能性があります

お引越し等でご住所が変更になった場合

賠償請求時に「代表者」であった方がご逝去された場合

お名前(姓)が変更になった場合 等

当社からご請求書をお送りできていない方の中には、「当社事故時よりお引越し等でご住所が変更となっている方」や「ご逝去されている方」が多くいらっしゃいます。ご親族様やお知り合いの方で、未だご請求書が届いていない方がいらっしゃいましたらご連絡ください。

追加賠償に関する情報はこちらをご覧ください。



二次元コードまたはキーワード検索からアクセスください。

東京電力 追加賠償

検索

お問い合わせ先：東京電力ホールディングス株式会社 福島原子力補償相談室

中間指針第五次追補決定に係る精神的損害等の賠償に関するご相談専用ダイヤル

☎ 0120-926-470 受付時間 午前9時～午後7時(月曜日～金曜日【除く休祝日】)
午前9時～午後5時(土曜日・日曜日・休祝日)

ご請求書類
郵送専用ページ



※当社コールセンターは電話が比較的つながりやすい状況ですが、時間帯によってはお待ちいただくことがございます。

※「ご請求書類郵送専用ページ」からもご請求書の郵送依頼を受け付けております。

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)について

ADR和解成立事例紹介 ～第五次追補・相続に関する和解事例の一部をご紹介します～

ケース1 生活基盤変容に関する和解事例

和解金額約1996万円 令和6年5月13日成立 公表番号2047

居住期間や地域社会との関わり合い等の考慮

避難指示解除準備区域(浪江町)において3世代(祖父母、父母及び子2名。なお、祖父母及び父は原発事故後に死亡した。)で同居して生活基盤変容による精神的損害各250万円(中間指針第五次追補の定める目安額)及び家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分合計170万5000円の賠償等が認められたほか、亡祖父母について、いずれも、居住期間が約80年であったこと、農業を営んでいたこと、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害について各30万円の増額分の賠償が認められ、亡父について、原発事故後の避難等によりがん治療が遅くなったことから精神的損害(一時金)として5万円の賠償が認められた。

ポイント

中間指針第五次追補では、精神的損害について追加賠償がされる類型が定められ、それぞれ目安額が定められていますが、避難者の個別事情により増額が認められる場合があります。

ケース2 自主的避難等対象区域の和解事例

和解金額約101万円 令和6年2月9日成立 公表番号2042

透析治療を要する状態での避難

自主的避難等対象区域(いわき市)から避難した申立人妻及びその母である被相続人(被相続人の子である申立人らが相続)について、平成23年3月から同年12月までの精神的損害として、中間指針第五次追補が定める目安額を踏まえた金額に加え、透析治療を要する状態(身体障害者等級1級)で避難をし、通院及び治療への負担が増加した被相続人に係る一時金として30万円の増額分が、被相続人を介護しながら避難していた申立人妻に係る一時金として15万円の増額分がそれぞれ賠償されたほか、避難費用及び生活費増加費用が賠償された(既払金を控除)。

ポイント

中間指針第五次追補では、自主的避難等対象区域から避難した方についても個別事情を踏まえて精神的損害の増額が認められる場合があります。

亡くなった方の賠償がそのままになっていませんか？

亡くなった方が受け取るはずだった原発事故の賠償金は、その**相続人が請求することができます**。ADRセンターでは、亡くなった方の原子力損害の賠償について、その**相続人による申立て**を受け付けています。**相続人が複数いる場合は、基本的に、相続人全員で申立てを**していただいておりますが、**相続人の一部が所在不明や連絡がつかない場合などには、その相続人を除いた形で申立て**ができる場合があります。

提出いただく主な書類

※申立て後の提出も可能

- ・ 亡くなった方の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本等
- ・ 申立人(相続人)の現在の戸籍抄本(又は戸籍謄本)

問 文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター ☎0120-377-155 (午前10時～午後5時 [平日])

仕事のこと

福島県が設置する就職支援窓口のご案内

福島県内外の避難者や被災者で県内の仕事を探す求職者の方に対して、専任の相談員が、きめ細かい就職相談や職業紹介を実施します。県内企業情報の提供や、応募書類の作成支援、面接のアドバイスなども行っていますのでお気軽にご利用ください。

【ふるさと福島就職情報センター】

窓 口	住 所	電話番号	開所時間・休館日
東 京	東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内	03-3214-9009	火曜～日曜 午前10時～午後6時 (祝日・年末年始・お盆除く)
福 島	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階	024-525-0047	月曜～土曜 午前10時～午後7時 (祝日・年末年始除く)

【ふくしま生活・就職応援センター】

事務所	住 所	電話番号	開所時間・休館日
郡 山	郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階	024-925-0811	月曜～土曜 午前10時～午後7時 (祝日・年末年始除く)
白 河	白河市郭内1 NTT白河ビル1階	0248-27-0041	
会津若松	会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階	0242-27-8258	
南相馬	南相馬市原町区南町1-1 松本ビル2階	0244-23-1239	
いわき	いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎西分庁舎1階	0246-25-7131	月曜～金曜 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始除く)
富 岡	富岡町小浜553-2 富岡合同庁舎2階	0240-23-7880	

福島県内事業所の魅力、求人情報や就職イベント情報を発信！

「『感動!ふくしま』プロジェクト」ポータルサイト

上記の両センターの情報も発信しています。 <https://kando-fukushima.jp>

詳しくは
こちら



県外に避難している高校生の就職支援について

福島県出身者で、現在県外に避難している高校生のうち、高校卒業を機に福島県内の企業へ就職を希望する生徒に対して、県内の各高校に配置した進路アドバイザーが、就職を希望する地区の企業求人情報を提供しています。

求人情報の提供を希望する生徒は、現在通っている高校の進路指導担当(またはクラス担任)の先生を通して、相談窓口にお問い合わせください。その際、「現在通学している学校名」「学校の連絡先」「就職を希望する地区」「希望する業種や職種」「帰還予定時期」などをご連絡ください。各地区の進路アドバイザーが、希望に即した企業の求人情報を送付しています。

問 (事業に関する問い合わせ) 福島県教育庁高校教育課 ☎024-521-7773

問 (相談窓口) (株)福島人材派遣センター 進路アドバイザー係 ☎024-521-5111

住まいのこと

応急仮設住宅の供与期間の延長及び終了について

大熊町及び双葉町から県内外へ避難されている方への応急仮設住宅（建設型及び民間賃貸住宅等の借上げ型応急住宅）の供与期間を、令和8年3月31日までさらに1年間延長した上で、今回の延長をもって供与を終了します。ふるさとへの帰還や今後の生活再建に関するご相談については、下記相談ダイヤルまでお問い合わせください。

問 福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル ☎ 0120-303-059 受付時間 午前9時～午後5時（月曜日～金曜日【除く祝日・年末年始】）

令和6・7年度福島県復興公営住宅の入居者募集について

復興公営住宅の入居者の募集を下記の日程で行います。※募集期間は変更となる場合がありますので、最新情報は入居支援センターHPでご確認ください。

令和6年度	回	募集期間	入居予定
	第6回	令和7年 2月3日(月)～2月12日(水)	令和7年 4月以降
令和7年度	第1回	令和7年 4月1日(火)～4月9日(水)	令和7年 6月以降
	第2回	令和7年 6月2日(月)～6月10日(火)	令和7年 8月以降
	第3回	令和7年 8月1日(金)～8月12日(火)	令和7年 10月以降
	第4回	令和7年 10月1日(水)～10月9日(木)	令和7年 12月以降
	第5回	令和7年 12月1日(月)～12月9日(火)	令和8年 2月以降
	第6回	令和8年 2月2日(月)～2月10日(火)	令和8年 4月以降



対象

- 避難指示区域等から避難されている方
- 平成23年3月11日時点で、避難指示が解除された区域に居住していた方
- 東日本大震災の地震・津波被災者
- 平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方
- 比較的收入が低く、県営住宅の入居資格を備えている方

※住宅に困窮していることが要件となります。

募集の詳細（対象団地・応募要件等）は、福島県復興公営住宅入居支援センターへお問い合わせください。

問 福島県復興公営住宅入居支援センター ☎024-522-3320



避難者住宅確保・移転サポート事業について

福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川及び新潟の各都県で、応急仮設住宅の供与期間終了後の新たな住まいの確保を支援するため、「避難者住宅確保・移転サポート事業」を実施しています。

ご自分で住宅を見つけられずお困りの方に、物件探しや契約時の書類作成などの支援を行い、生活再建を後押しします。

本事業の内容

- ① 住まいの確保に関する電話・訪問による相談対応
- ② 空き物件情報の収集、提供
- ③ 不動産事業者への同行等による物件探しの支援
- ④ 不動産事業者等との契約手続に関する支援
- ⑤ 運送事業者との契約手続に関する支援（転居が必要な場合）

本事業の対象者

- ① 応急仮設住宅の供与が継続する世帯
- ② 上記のほか、新たな住宅確保に向けた支援が必要な世帯

【令和6年度避難者住宅確保・移転サポート事業委託先一覧】

こちらからお申し込みください

都道府県	団体名	住 所	相談窓口電話番号	相談受付日時
福島県	特定非営利活動法人 市民協福島	福島県福島市在庭坂字南林60-2	024-572-4266	月曜～金曜 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始除く)
茨城県	一般社団法人 ふうあいねっと	茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館	029-241-5803 070-3182-4044	火曜～金曜 午前9時～午後4時 (祝日・年末年始除く)
栃木県	一般社団法人 栃木県社会福祉士会	栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階	028-600-1725	月曜～金曜 午前10時～午後5時 (祝日・年末年始除く)
埼玉県	公益社団法人 埼玉県社会福祉士会	埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5 ベルメゾン小島203号室	048-762-6012	月曜～金曜 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始除く)
千葉県	特定非営利活動法人 ちば市民活動・市民事業サポートクラブ	千葉県千葉市花見川区 検見川町3-159-2	080-5418-7286	月曜～金曜 午前10時～午後5時 (祝日・年末年始除く)
東京都	社会福祉法人 やまて福祉会	東京都豊島区南池袋2-49-7	080-4173-5796 (03-3987-2940)	月曜～金曜 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始除く)
神奈川県	中高年事業団 やまて企業組合 川崎支店	神奈川県川崎市高津区 下野毛1-7-16	044-829-0056	月曜～金曜 午前9時～午後6時 (祝日・年末年始除く)
新潟県	公益社団法人 新潟県社会福祉士会	新潟県新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階	025-211-2111	月曜～金曜 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始除く)



不動産取得税の軽減措置(被災代替不動産、三世代同居・近居住宅)について

東日本大震災により被災した不動産の所有者が、それらに代わるものを令和8年3月31日までに取得した場合及び原子力災害により被災した不動産の所有者が、それらに代わるものを避難指示解除から4年以内に福島県内に取得した場合、取得した不動産に係る不動産取得税が軽減されます。

また、子育て支援策の一環として、18歳未満の方を含む三世代以上の方が同居又は近居する住宅を令和7年3月31日までに福島県内に取得した場合、取得した住宅に係る不動産取得税が2分の1に軽減されます。(軽減額は30万円が上限)

詳しくは、右記までお問い合わせください。

問い合わせ先	電話番号
県北地方振興局県税部	024-521-2694
県中地方振興局県税部	024-935-1254
県南地方振興局県税部	0248-23-1517
会津地方振興局県税部	0242-29-5254
南会津地方振興局県税部	0241-62-5214
相双地方振興局県税部	0244-26-1125
いわき地方振興局県税部	0246-24-6033
福島県庁税務課	024-521-7068

福島県立ふたば支援学校(旧富岡支援学校)が移転、再開します

令和6年4月に「富岡支援学校」から「ふたば支援学校」に校名を変更し、双葉郡の特別支援学校として、「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進していきます。

震災後、いわき市内の県立聴覚支援学校平分校内仮設校舎や四倉高等学校の空き校舎を活用して教育活動を行ってきましたが、双葉郡榎葉町に新校舎が完成し、令和7年1月から移転再開します。

所在地 福島県双葉郡榎葉町大字井出字上ノ岡33番地

T E L 0240-23-3971 **公式note** <https://futaba-shs.note.jp/>



高速道路の無料措置について

警戒区域等に居住されていた方

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置が、避難者の生活再建に向けた一時帰宅等の移動(福島県内等の対象ICを入口または出口とする走行)を対象に実施されています。

なお、利用する際は「ふるさと帰還通行カード(更新・緑色)」が必要となり、被災時に一部の地域に住所を有していた方については、更新時に申請していただく区間のみが無料措置の対象となります。

母子避難者等

原発事故により避難して二重生活を強いられている家族の再会を支援するため、原発事故による母子避難者等(浜通り・中通り[警戒区域等を除く])に対する高速道路の無料措置が実施されています(避難元と避難先の最寄りICを入口及び出口とする走行が対象)。

利用する際は、令和6年度用の証明書(有効期限：令和7年3月31日まで)が必要となります。

〇〇市町村 避難者 高速道路無料 検索

問 [証明書の申請に関すること] 各市町村 [母子避難者等の高速無料措置に関すること] 福島県避難者支援課 ☎024-523-4250

更新カード
(緑色・お手元に届け次第利用可能)

現在ご利用中の
カード(桃色)

※東日本大震災発生時に居住されていた市町村によってカードの記載が異なります。

問 (カード発行・利用に関すること)
NEXCO東日本 お客さまセンター
☎0570-024-024 または ☎03-5308-2424

(画像提供: NEXCO東日本)

医療・介護保険料等減免見直しに係る電話相談窓口について

東日本大震災が発生した当時に原子力災害被災地域にお住まいだった方を対象とした医療・介護保険料や窓口負担等の減免措置については、令和5年度から、見直しを開始されています。見直しの対象となる方々の範囲や、見直しに係る今後のスケジュール等、被保険者の皆様からのお問い合わせに対応するため、「原発被災地域医療・介護保険料等相談窓口(コールセンター)」を設置しています。

電話番号 0120-911-488 (通話無料)
相談受付時間 月曜日～金曜日 9時～18時
(祝日、12/29～1/3を除く)

▶ 詳しくは、厚生労働省
ホームページをご覧ください。



※保険料(税)の課税額については、下記にお問い合わせください。

国民健康保険・介護保険	お住まいあるいは住所がある市町村
後期高齢者医療制度	お住まいあるいは住所がある市町村または 福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9025

なお、国民健康保険等以外の方については、それぞれ加入している保険者までお問い合わせください。

♡ 心とからだのこと

福島県「県民健康調査」

福島県では、東日本大震災の後、これまでとはまったく異なる日常生活を送らざるを得ない状況になった皆様の、心とからだの健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、将来にわたる健康の維持、増進を図るため、県民健康調査を実施しています。主なものは次のとおりです。

健康診査

集団健診・個別健診を実施します。対象の方には受診案内を発送していますので、お手元の書類内容をご確認ください。

対象 令和6年度に16歳以上で**福島県内在住の方のうち、対象地域※に**

- 平成23年3月11日から平成24年4月1日までに住民登録をしていた方 または
- 令和6年4月1日時点で住民登録をしていた方

なお、対象地域※の特定健康診査・総合健診等にて県民健康調査の追加項目を受診された方は、今回の健診の対象外となります。

※対象地域：平成23年時に避難区域等に指定された市町村（広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、南相馬市、田村市、川俣町、伊達市の一部）

受診期間 令和7年1月～3月まで

- 受診日時は医療機関及び会場により異なります。

実施機関 集団健診・個別健診のいずれかを受診できます。

- 集団健診は、案内に同封の会場及び日時をお選びいただき、同封の申込書またはWebにて受診の予約をしてください。
- 個別健診は、案内に同封の医療機関一覧からお選びいただき、医療機関へ直接受診の予約をしてください。

健診費用 無料

注意事項 受診する際は次の項目に気を付けてください。

- 受診する前に体温測定をしましょう。 ●マスクの着用を推奨します。
- 体調不良や発熱などの風邪症状がある場合は受診を控えましょう。

問 福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター コールセンター
☎024-549-5130（午前9時～午後5時）※土日・祝日・12/29～1/3を除く

こころの健康度・生活習慣に関する調査（ここから調査）

こころとからだの健康を見守り、支援が必要な方には電話支援などを行っている「ここから調査」を今年度も実施します。回答にかかる時間は10分程度です。

対象 ●平成23年3月11日から平成24年4月1日までに**対象地域※に住民登録をしていた方** または
●令和6年4月1日時点で**対象地域※に住民登録をしていた方**

※対象地域：平成23年時に避難区域等に指定された市町村等（広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、南相馬市、田村市、川俣町、伊達市の一部）

回答方法 調査票を令和7年1月28日（予定）より順次発送します。郵送またはオンラインにより回答できます。（オンラインは令和7年4月末日まで）

問 福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター
ここから調査 専用ダイヤル ☎024-549-5170（午前9時～午後5時）※土日・祝日・12/29～1/3を除く

令和6年度調査票（一般）見本

心のケアに関する相談窓口

疲れが抜けない、だるい、寝つきが悪い、イライラするなど、何となく不調が続くことはありませんか。福島県では、被災された皆さまにご相談いただける窓口を開設しています。専門の相談員が対応しますので、ひとりで抱え込まず、お気軽にご相談ください。

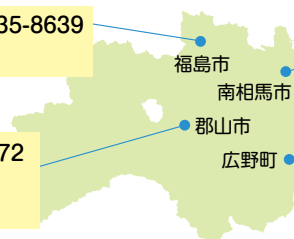
ふくしま心のケアセンター（一般社団法人福島県精神保健福祉協会）

活動拠点



基幹センター（総務部・広報部） ☎024-535-8639
県北方部センター ☎024-533-4161

基幹センター（業務部） ☎024-983-4272
県中県南・会津方部センター
☎024-983-0274



浜通り北部センター
（相馬広域こころのケアセンターなごみ）
☎0244-26-9353

浜通り南部センター
☎0240-23-5109

被災者相談ダイヤル「ふくこライン」

悩みを抱えている方や、その支援をされている方からのご相談を県内・県外問わずお受けしています。

問 福島県心のケアセンター ☎0120-783-295 (平日：午前9時～正午、午後1時～午後5時)

県外避難者のための心のケア訪問

福島県外に避難されている方へ向けた心のケア訪問事業を実施しています。体や心の不調、避難生活の悩みがありましたら、看護師などがお宅を訪問し、心身の健康についてお話を伺います。まずはお気軽にご相談ください。

訪問受付 一般社団法人日本精神科看護協会 (委託先) ☎0120-357-257 (平日：午前8時～午後5時)

対 象 福島県から県外に避難されている方

その他、心のケア事業に関するお問い合わせ 福島県障がい福祉課 ☎024-521-8204 (平日：午前8時30分～午後5時15分)

ふるさととの情報のこと

ふるさとふくしま情報提供事業

福島県では、東日本大震災及び原発事故により避難されている方に、古里とのつながりの維持や帰還の判断に役立てていただけるよう、情報提供を行っています。

地元紙

県外へ避難されている方に、福島の情報に触れていただけるよう、週に2回、地元紙の『福島民報』と『福島民友』を全国の公共施設等に送付しています。ホームページに送付先の公共施設等を掲載していますので、下記二次元コードからご確認ください、お近くの施設でご覧ください。

また、復興状況や避難地域の情報等を中心に地元新聞社が作成した『福島民報』『福島民友』のダイジェスト版を、県外に避難されている世帯に送付しています。

送付先は
こちら



広報誌

原発避難者特例法指定13市町村から避難されている方及び避難指示区域以外から県外に避難されている世帯に、市町村、県等の広報誌やお知らせなどを送付しています。

地域情報紙

避難者支援の取組や福島の復興に向けた動きなどを盛り込んだ地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」を2カ月に1回発行しています。

バック
ナンバーは
こちら



また、令和4年度からは、ふくしまvoiceのインタビューの様子をYouTube動画でも配信しています。12ページの記事と併せてご覧ください。

動画は
こちら



問 福島県避難者支援課 ☎024-523-4250

「福島県浜通り地域交流会復興視察ツアー」を開催しました

令和6年9月26日(木)～27日(金)(第1回)、令和6年12月19日(木)～20日(金)(第2回)、浜通り地域の“いま”を見学・体験する復興視察ツアーが開催されました。

全2回を通して双葉町や大熊町、富岡町、浪江町などの各所を訪問しました。懐かしい町並みと復興への着実な歩みをご覧ください、ご自身の目で、ふるさとの“いま”を感じていただきました。



宿泊所での催し「絵とお芝居」
Jヴィレッジ



フタバスーパーゼロミル見学



トロピカルフルーツミュージアム



陶芸の杜おおぼり

避難者支援ガイドブックを発行しました

福島県では、県外に避難されている方に向けて、住まい、仕事、教育等に関する支援制度や相談窓口などを掲載した「避難者支援ガイドブック」を作成しました。

ガイドブックは、ホームページにも掲載しているほか、全国の生活再建支援拠点(4ページ参照)でも配布しています。また、自宅に郵送を希望する場合は、アンケートに「ガイドブック郵送希望」と記載していただくか、右記までご連絡ください。

問 福島県避難者支援課 ☎024-521-8318

ガイドブックは
こちら



全国避難者情報システム等への避難情報の届出のお願い

避難情報に変更(転居や帰還など)がありましたら、避難先の市区町村へ「全国避難者情報システム」への届出をお願いします。**届け出た所在地宛てに、福島県や避難元市町村からのお知らせなどを送付できるようになります。**

併せて、13指定市町村(※)から避難されている方は、原発避難者特例法に基づく届出も避難元市町村宛てにご連絡いただくようお願いいたします。**避難先においても一定の行政サービスを受けることができますようになります。**

13指定
市町村(※)

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

問 福島県避難者支援課 ☎024-523-4250

全国避難者情報システムへの届出

①避難先の変更がある場合
(転居など)

②避難を終了する場合
(帰還・定住など)

①の場合

②の場合

現在お住まいの避難先市区町村及び転居後の避難先市区町村の双方へ届出

現在お住まいの避難先市区町村へ届出

原発避難者特例法に基づく届出

13指定市町村から避難されている方で、避難情報に変更がある場合、避難元市町村へ届出



双葉町 → やつだ よういち 谷津田 陽一さん



インタビューの様子は
YouTube動画でも配信しています。
右の二次元コードからご覧ください。



誰でも参加OK! 住民同士をゆるやかに「結ぶ会」

2022年に双葉町に帰還した谷津田陽一さんは元競輪選手。神奈川県を拠点に活動していましたが、42歳の時に生まれ故郷の双葉町に戻り、自宅に併設の練習場で後進の育成にも取り組みました。しかし、引退後の59歳の時に震災が発生。秋田や東京などで避難生活を送ることになりました。その後、相馬市に居を構えたものの、双葉町の一部地域で数年後に避難指示が解除される計画であると知り、思い出が詰まった双葉町に帰ろうと決意します。「2022年8月末に避難指示が解除され、正式に帰還できました。しかし、帰還者同士の面識はほとんどなく、一人暮らしの人や移住者も多い。何か交流の場が必要だと思いました」と語る谷津田さん。2023年に有志で「双葉町結ぶ会」を立ち上げ、住民同士のゆるやかなつながりを生む場「まちカフェ」を週1回開催しています。「集会所に集まってコーヒーやお茶を飲みながら、近況や困り事を報告したり、将来こんな町になったらいいねと語り合ったり…自由に雑談する場です! 現在、結ぶ会の会員は約90人。今後さらに多くの人が参加し、これからの双葉町をみんなでつくっていききたい」と、谷津田さんは町の未来に思いを馳せます。



「双葉町結ぶ会」では、夏祭りや芋煮会など季節のイベントも主催しています。

読者アンケート

お答えいただいた方に抽選で、
福島県の素敵な特産品をプレゼント!

KIBO BAUM(樹望baum)
(プレーン・玄米 各4個入り)

郵便はがきもしくは、福島県避難者支援課へのメール
に①～③の必要事項をご記入の上、お送りください。

アンケート

「ふくしまの冬と言えば○○!!」
あなたが思い浮かべる
ふくしまの冬を教えてください。

応募締切 2025年2月28日(金)

※当日消印有効 ※個人情報 は賞品の発送にのみ使用します。
※アンケートの回答は紙面で紹介させていただく場合があります。

〈郵便はがきでの応募の場合〉

960-8670

福島県庁
避難者支援課
「ふくしまの今
が分かる新聞」
係

①アンケート回答
②記事の感想、今後
取り上げてほしい
情報、紙面や県
政へのご意見
③住所・氏名・
年齢・電話番号

〈メールでの応募の場合〉

二次元コードを読み込むか
下記のアドレスを打ち込み、
①～③の必要事項をご記入
の上送信してください。

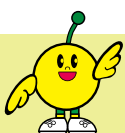
hinanshashien@pref.
fukushima.lg.jp



BAUM HOUSE YONOMORI (富岡町)



富岡産「天のつば」で作った米粉のbaumクレーンの
セットです。挽きたての「生米粉」ならではの、
しっとりもちもちとした食感が楽しめます。



ふくしまが
もっと分かる

バックナンバーもチェック!

福島 今が分かる新聞

検索

